

大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施要領

(目的)

第1 この事業は大分県内に所在する企業若しくは個人事業主が取り組む、県内在住の障がいのある作家が制作した作品を自社の製品や販促品、広報物等（以下、「製品等」という。）への起用に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を推進することを目的とする。

(事業実施主体)

第2 この事業の実施主体は、県内に所在する県内企業若しくは個人事業主とする。

(事業内容)

第3 対象となる事業は、障がいのある作家との著作権使用許諾契約を締結し、作品を自社の製品等のデザインに起用するものとする。

(事業実施計画承認申請書の提出及び認定)

第4 事業実施主体は、大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書（交付要綱第2号様式）を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前号に掲げる書類の提出を受けた場合、内容を審査し、相当と認めるときは、事業実施計画の認定を行い、大分県障がい者芸術企業連携推進事業認定通知書（様式第2号）により、事業実施主体あて通知するものとする。

(認定基準)

第5 事業実施計画の認定に当たっては、次の各号を考慮し、総合的に判断するものとする。

- (1) 事業の実現性
- (2) 事業実施による作家への金銭面・非金銭面での還元性
- (3) 障がい者の社会参加の推進となる工夫
- (4) 事業実施による事例の、他の企業等への展開可能性、持続可能性

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第7 知事は、認定された事業について、予算の範囲内で、別に定める大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(補助金助成後の運営)

第8 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、本事業により実施した製品等の使用の継続に努めなければならない。

(作家の権利保護)

第9 事業実施主体は、本事業実施時に作家との著作権使用許諾契約を遵守し、契約にはない新たな製品等へ使用する際には改めて作家と協議するものとする。

(成果の報告等)

第10 知事は、本事業終了後においても、事業実施主体にその後の状況や成果について報告を求め、現地調査をすることができる。

附則

この要領は、令和8年度の予算に係る大分県障がい者芸術企業連携推進事業費補助金から適用する。

様式第1号（要領第4関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施計画承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

法 人 名
法 人 所 在 地
代 表 者 職 ・ 氏 名

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施計画について、認定されるよう大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施要領第4の規定により申請します。

添付資料

- (1) 事業計画書（交付要綱第2号様式）
- (2) 事業内容が分かる図面等
- (3) 積算の根拠が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（要領第4関係）

年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業認定通知書

第 号
年 月 日

法 人 名
法 人 所 在 地
代表者職・氏名

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施計画について認定したので、大分県障がい者芸術企業連携推進事業実施要領第4の2の規定により通知します。

なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この認定を取り消す場合があります。